関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	一・八トン
三	二四トン
四	三〇、八四五トン
五	八三六トン
六	二二トン
七	六トン
八	一六・七トン
九	二七、二六八トン
一〇	六、四三〇トン
一一	一三、四五六トン
一二	四二、一八五トン
一三	三、六七八、四六〇トン
一四	八三三、二〇三トン
一四の二	三七九、一一七トン
一五	五九四トン
一六	三、七二八トン
一七	八八、八八七トン
一八	一〇、一九五トン
一九	八一一トン
二〇	二八一トン
二一	一六、八四六トン
二二	三〇一トン
二三	四、四六二トン
二四	四六トン
二五	○トン
二六	三、六七四トン
二七	一〇、四二九トン
二八	七トン
二九	二三八トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	三、六七八、四六〇トン
一四	八〇二、四五八トン

○財務省告示第四百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万二千六百三十八トン

二　冷凍牛肉　二十一万八百七十四トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万二千八百五十二トン

二　冷凍牛肉　七万九千六百九十九トン

○財務省告示第四百六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十九万四千三百一トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十九万四千三百十九トン

○厚生労働省告示第四百八十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分０６５⑶③を次のように改める。

③　インサート	
ア　標準型	32,500円
イ　特殊型(I)	34,900円
ウ　特殊型(II)	53,600円

別表Ⅱ区分０８７⑶を次のように改める。

⑶　振戦軽減用（４極用）	
①　標準型	1,240,000円
②　ＭＲＩ対応型	1,240,000円

別表Ⅱ区分０８７⑸を次のように改める。

⑸　疼痛除去用（16極以上用）充電式	
①　標準型	1,870,000円
②　ＭＲＩ対応型（32極用）	1,870,000円

別表Ⅱ区分０８７⑺を次のように改める。

⑺　振戦軽減用（16極以上用）充電式	
①　標準型	2,090,000円
②　ＭＲＩ対応型	2,090,000円

別表Ⅱ区分１１７⑵に次のように加える。

③　皮下植込式電極併用型	3,060,000円

別表Ⅱ区分１１８に次のように加える。

⑷　植込型脳深部刺激用カテーテル電極（皮下植込式）	870,000円

別表Ⅱ区分１３４⑴②イを次のように改める。

イ　セルフシーリング	
i　ヘパリン非使用型	1 cm当たり4,160円
ii　ヘパリン使用型	1 cm当たり4,160円

○財務省告示第四百七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万千六百九十三トン

二　冷凍牛肉　十二万六千七百十三トン